

★4つの重点的な取組み



本計画では、12の基本施策の中から、計画期間に特に力を入れていく取組みとして、次のとおり4つの「重点的な取組み」を位置付けます。

1 市民による事業評価

本計画と市社協が策定した地域福祉活動計画の事業評価と進捗管理を市民に行ってもらうため、地域懇談会を毎年開催します。また、地域懇談会の開催により、地域課題や住民ニーズの把握に努めます。



2 元気な高齢者が地域を支える仕組みづくり

豊富な知識や経験を持った団塊の世代の方々を中心に、元気な高齢者が積極的に地域福祉活動に参加できるような、新たなボランティア事業に取り組みます。



3 地域での交流機会の拡充

今後はますます認知症高齢者の増加が予想されており、認知症対策にも効果が期待される「ふれあい・いきいきサロン」事業がより身近な地域で実施できるよう拡充を図るとともに、男性にも積極的な地域交流への参加を推進します。



4 地域コミュニティの醸成

避難行動要支援者の支援体制づくり及び安心ポイントの設置を地域ぐるみで推進することにより、地域コミュニティの醸成を図ります。



第2次 砺波市地域福祉計画

<平成28年度～平成32年度>

概要版

互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり



地域福祉とは

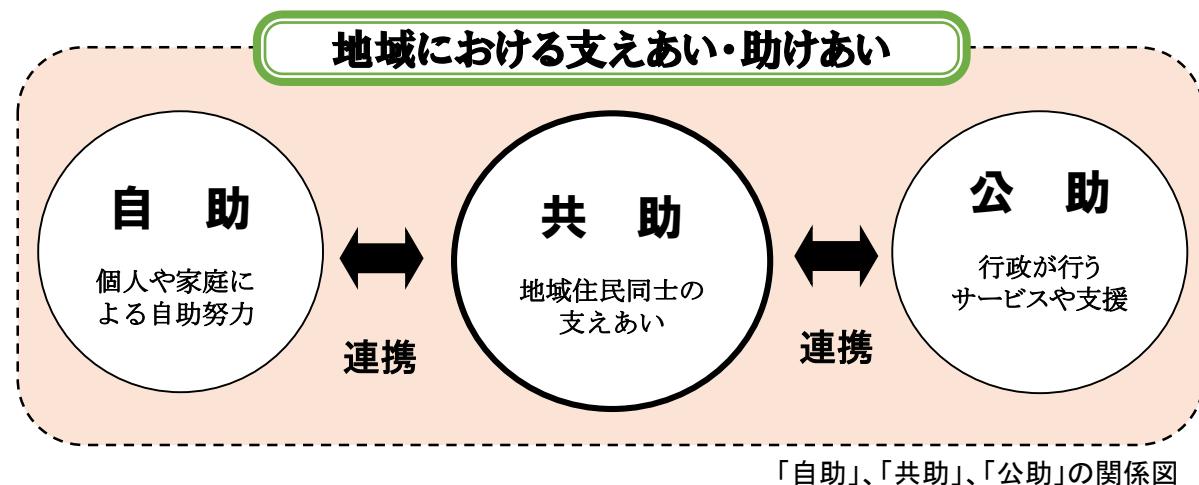
それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉協議会、行政などの社会福祉関係者がお互い協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

平成28年3月
砺波市

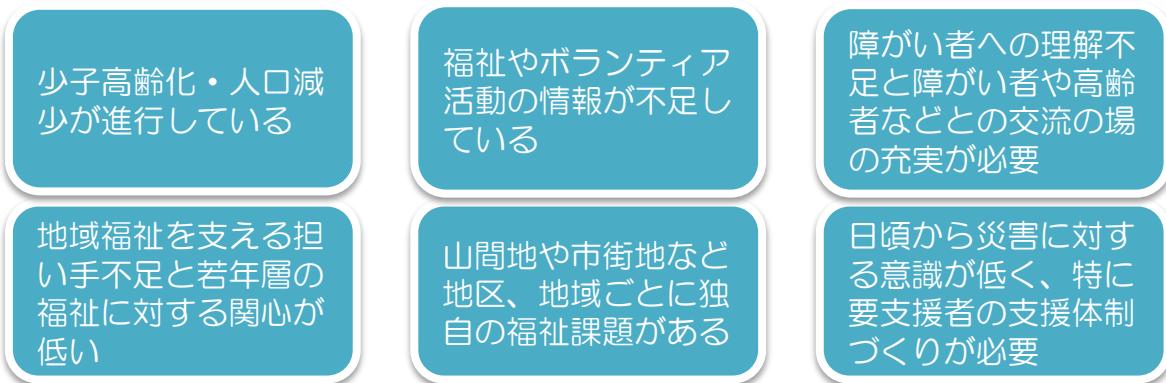


地域福祉の基本的な枠組み

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。



地域懇談会・市民アンケートから見える 砺波市の地域福祉を取り巻く現状と課題（主なもの）



地域福祉の推進が必要
3つの基本目標

基本目標1
住民主体の地域づくり

基本目標2
みんなで支える地域づくり

基本目標3
安心して暮らせる地域づくり

★計画を推進するための体系図

本計画では、3つの基本目標の方向性を示し、12の基本施策を展開します。次の施策体系図に基づいて地域福祉を計画的かつ効果的に推進していきます。

<基本目標1> 住民主体の地域づくり



《方向性》

1 組織の充実と地域福祉意識の醸成

《施策》

(1)社会福祉協議会の充実と地区福祉推進協議会の活動支援 **【重点取組 1】**

(2)地域福祉の広報・啓発と福祉教育の推進

2 活動の中心となる担い手の育成

(3)民生委員児童委員活動の支援

(4)福祉サポーター等福祉活動の担い手の育成

<基本目標2> みんなで支える地域づくり



《方向性》

1 ボランティア活動の推進

《施策》

(5)ボランティア活動の推進及び新たな仕組みづくりによる活性化 **【重点取組 2】**

(6)地域での交流の機会・場の充実と世代間交流の促進 **【重点取組 3】**

2 地域における絆の強化

(7)地域における見守り・支えあい体制と外出支援の拡充

<基本目標3> 安心して暮らせる地域づくり



《方向性》

1 相談支援体制の充実と人権の確保

《施策》

(8)生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など支援が必要な方への相談及び就労支援の推進

(9)権利擁護の推進と虐待・差別防止体制の充実

2 防災、防犯、緊急時体制の整備

(10)避難行動要支援者支援体制の整備等による地域コミュニティの醸成 **【重点取組 4】**

3 安心して暮らせる基盤づくり

(11)暮らしやすい生活環境の整備と既存施設や空き家の有効活用

(12)地域包括ケアシステムの構築